

消費者庁 表示対策課

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」担当 宛

件名：メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に関する意見

氏名	はしもと ともこ 橋本 智子
住所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟2階
所属	いっぽんしゃだんほうじん ほっかいどうしやうひしきやうかいめいちやう 一般社団法人 北海道消費者協会会長
電話番号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
意見	<p>『メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に対する全般的な意見』</p> <p>○意見</p> <p>今回、消費者庁がホテルや百貨店、レストラン等が提供するメニュー・料理等の食品表示について、景品表示法上の考え方を具体的な事例に基づきQ&A等で示したことは、一定の評価ができる。しかしながら、消費者サイドからみて、事業者には有利と思われる解釈が、一部みられることから意見を提出する。</p> <p>また、今回のメニュー表示に関するQ&Aについては、適宜Q&A項目の追加や内容の充実をはかり、虚偽表示等の根絶に向けて資すべきである。</p> <p>今後、食品表示に関し消費者の信頼が著しく損なわれている現状を鑑み、消費者庁として、「景品表示法」の厳正な執行を要望する。</p> <p>『メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に対する各論の意見』</p> <p>(1) 『第3 メニュー表示に関するQ&A 1 肉類に関するQ&AのQ-1』について</p> <p>○意見</p> <p>牛の成形肉使用の場合は、「ビーフステーキ」「ステーキ」の表示をした場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由</p> <p>当案では、牛の成形肉について、「ビーフステーキ」「ステーキ」と表示しても「成形肉使用」等と表示を併記すれば、優良誤認表示とならないとしている。しかしながら、消費者は「ビーフステーキ」等と表示した場合は、仮に「成形肉使用」等と表示を併記していても、ビーフステーキ（1枚の牛肉の切り身）のイメージが強く、優良誤認する可能性が高いため。</p> <p>(2) 『第3 メニュー表示に関するQ&A 1 肉類に関するQ&AのQ-2』について</p>

消費者庁 表示対策課

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」担当 宛

件名：メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に関する意見

意見	<p>○意見</p> <p>牛の成形肉使用の場合は、「ビーフ」「健康ビーフ」等の表示をした場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由</p> <p>当案では、牛の成形肉について、「ビーフ」「健康ビーフ」等と表示しても「成形肉使用」等と表示を併記すれば、優良誤認表示とならないとしている。しかしながら、消費者は「ビーフ」「健康ビーフ」等と表示した場合は、仮に「成形肉使用」等と表示を併記していても、ビーフ（1枚の牛肉の切り身）のイメージが強く、優良誤認する可能性が高いため。</p> <p>(3)『第3 メニュー表示に関するQ&A</p> <p>1 肉類に関するQ&AのQ-3』について</p> <p>○意見</p> <p>牛脂注入加工肉使用の場合は、「霜降りビーフステーキ」「さし入りビーフステーキ」の表示をした場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由</p> <p>当案では、牛脂注入加工肉について「霜降りビーフステーキ」等と表示しても、「牛脂注入加工肉」等と表示を併記すれば、優良誤認表示とならないとしている。しかしながら、消費者は「霜降りビーフステーキ」等と表示した場合は、仮に「牛脂注入加工肉」等と表示を併記していても、霜降りビーフステーキ（一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった牛の肉）のイメージが強く、優良誤認する可能性が高いため。</p> <p>(4)『第3 メニュー表示に関するQ&A</p> <p>1 肉類に関するQ&AのQ-4』について</p> <p>○意見</p> <p>牛脂注入加工肉使用の場合は、「ビーフステーキ」「ステーキ」の表示をした場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由</p> <p>当案では、牛脂注入加工肉について、「ビーフステーキ」等と表示しても「牛脂注入加工肉」等と表示を併記すれば、優良誤認表示とならないとしている。しかしながら、消費者は「ビーフステーキ」等と表示した場合は、仮に「牛脂注入加工肉」等と表示を併記していても、ビーフステーキ（牛脂注入等の加工をしていない牛の肉）」のイメージが強く、優良誤認する可能性が高いため。</p>
----	--

消費者庁 表示対策課

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」担当 宛

件名：メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に関する意見

意見	<p>(5)『第3 メニュー表示に関するQ&A 2 魚介類に関するQ&AのQ-18』について</p> <p>○意見 飲食店のメニューに、解凍した魚を、「鮮魚のムニエル」と表示した場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由 当案では、解凍した魚を、「鮮魚のムニエル」と表示した場合、「鮮魚」という文言に加えて、メニューや店内表示で「港で採れたて」等の表示がある場合は、優良誤認表示となるとしている。しかしながら、消費者は「鮮魚のムニエル」と表示した場合は、鮮魚（いきのよい魚、新しい魚）のイメージが強く、優良誤認する可能性が高いため。</p> <p>(6)『第3 メニュー表示に関するQ&A 2 魚介類に関するQ&AのQ-19』について</p> <p>○意見 トビウオの卵を使用した料理で、「レッドキャビア」と表示した場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由 当案では、トビウオの卵を使用した料理で、「レッドキャビア」と表示した場合は、「レッドキャビア」という文言に加えて、メニューや店内表示で「高級」「ロシアからの贈り物」等の表示がある場合は、優良誤認表示となるとしている。しかしながら、消費者は「レッドキャビア」と表示した場合は、キャビア（チョウザメの卵）と、優良誤認する可能性が高いため。</p> <p>(7)『第3 メニュー表示に関するQ&A 3 農産物に関するQ&AのQ-23』について</p> <p>○意見 「△△（地域名）野菜使用」と表示した場合は、△△（地域名）以外の野菜を使用した場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由 当案では、「△△（地域名）野菜使用」と表示した場合は、△△（地域名）野菜を使用していなかったり、使用している野菜の多くがこれら以外の野菜である場合には、優良誤認表示となるとしている。しかしながら、消費者は「△△（地域名）野菜使用」と表示している場合は、他の野菜より優れた、△△地域名野菜をすべて使用していると、優良誤認する可能性が高いため。</p>
----	---

消費者庁 表示対策課

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」担当 宛

件名：メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に関する意見

意見	<p>(8)『第3 メニュー表示に関するQ&A 4 小麦製品、乳製品、飲料に関するQ&AのQ-35』について</p> <p>○意見 既製品のジュースや紙パックのジュース、解凍したジュースを使用した時、「フレッシュジュース」と表示した場合は、優良誤認表示とすべきである。</p> <p>○理由 当案では、既製品のジュースや紙パックのジュースを使用して、「フレッシュジュース」と表示した場合は「フレッシュジュース」という文言に加えて、メニューや店内表示で「しぼりたて」「生搾り」等の表示がある場合は、優良誤認表示となるとしている。しかしながら、消費者は「フレッシュジュース」と表示した場合は、果物そのものを搾って作られたイメージが強く、優良誤認表示となる可能性が高いため。</p>
----	--